魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金

○補助金交付の手続きチェックリスト(申請時に一緒に提出してください)

1. 補助対象者要件

確認事項	説 明 (☑してください)
子育て世帯	中学3年生以下のお子さんを養育する世帯
新婚世帯	婚姻後2年を経過していない世帯
市内で取得する住宅の種類	□ 新築:着工前である□ 建売:登記前である□ 中古:登記前である
住宅取得額 円	100万円以上が対象(土地の取得及び敷地造成は 含みません)
居住予定者に市税等の滞納がない	滞納がある場合、補助を受けられません
重複する国の補助制度に申請していない	国の補助制度と重複して補助を受けられません

2. 事業計画認定申請時に必要な書類

必要書類	説明
事業計画認定申請書(様式第1号)	延床面積は居住部分(車庫、物置除く)
付近見取図、配置図、各階平面図、求積表	建築確認申請などの図面を利用してください
世帯全員の住民票の写し	世帯の構成を確認します
申請者の戸籍謄本	新婚世帯、新生活応援世帯の場合に必要です
世帯全員の所得証明書	新生活応援世帯の場合に必要です
住宅取得額が分かる書類	見積書、契約書等
建築基準法による検査済証の写し	建売の場合に必要です

3. 工事完成後に必要な書類

(事業完了から1ヶ月以内または3月31日のいずれか早い日までに提出してください)

必要書類	説 明
補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)	転居後の住所で記載してください
完了検査済証の写し	新築の場合に必要
建物の登記事項証明書	補助対象者の要件を確認します
建物の工事請負契約書又は売買契約書の写し	新築した場合は工事請負契約書 建売、中古の場合は売買契約書の写し
転居後の世帯全員の住民票の写し	取得した住宅に転居したことを確認します
世帯全員の市税等の完納証明書	市税の滞納が無いことを確認します
建物(工事)引渡書の写し	新築の場合に工事が完了したことを確認します (中古の場合は不要)
住宅の外観写真	正面を含み側面等で全体が写るように2枚程度、普 通紙に印刷したものでよい
補助金請求書(様式第7号) ※要押印	口座情報、転居後の住所を記入してください(交付 決定に関する日付、番号は未記入で提出ください)
住宅取得支援事業に対するアンケート	制度の効果を分析し、今後の施策に反映させることを目的としています。ご協力をお願いします